

平成 21 年 4 月 30 日
労働者健康福祉機構
経 理 部

医業未収金の支払案内等業務委託に係る入札に関する照会及び回答

照 会	回 答
入札心得書 8 落札者の決定について、(4) 落札者決定後に再度、実績報酬の割合の交渉が必要なのか。	当機構の契約に関しては、独立行政法人労働者健康福祉機構会計規程により、契約担当役が契約の性質又は目的に応じ必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内において申込みをした者を契約額等について機構と交渉することができるとしており、落札金額が予定価格の範囲内であり、妥当と判断される場合は、特に交渉の必要はありません。
契約書第 6 条（報告書の作成）について、1 項二の未払者ごとの対応状況は、対応記録での報告で可能か。	契約書第 6 条 1 項二に定める未払者ごとの対応状況についての報告については、支払い案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務、集金業務を実施した記録（未払者等とのトラブル、苦情等の発生状況を含む）の報告が基本となりますが、必要に応じて、その内容を確認する場合があります。 なお、具体的な記載例について、提案書において明記して下さい。
契約書第 6 条 2 項三の居所判明報告は、判明の都度となるのか。その場合、判明の都度必要な理由は何か。 また、月次報告で可能な場合、電子媒体での報告に併せて良いのか。	契約書第 6 条 2 項において、居所等調査業務により居所等が判明した場合には、速やかに報告することとしています。 ただし、当該事案等は、1 日分をまとめて翌営業日に報告する等、その実施方法は具体的に提案書において明記して下さい。

照 会

契約書第 10 条（再委託の禁止）について、回収の再委託でなく付随業務（レター作成業務、コンピュータのバックアップ等債権回収会社ではない）の場合、第 10 条 2 項二、四、六、七の具体的な報告方法はどのように行えばよいのか。

回 答

契約書第 10 条において、その全部を一括して再委託してはならないと規定し、同条二項において、その一部について再委託を行う場合には、二項各号に定める事項について明らかにし、あらかじめ甲の承認を得なければならないとしています。

契約書第 21 条（契約解除による違約金）について、第 19 条 2 項二により回収金が最低水準を下回った場合に違約金が発生するのか。

その場合、委託案件により回収額が大幅に異なる事が予想され、恣意的な調整が可能となり、成功報酬制度にそぐわないと思われるが、全般的に契約書の内容についての変更交渉は可能か。

また、具体的な計算方法について教えて下さい。

契約の解除に関しては、契約書第 19 条 2 項二規定の括弧書に「本契約による事業全体の状況を考慮した上で、法第 20 条第 1 項の契約を解除することができるものとする。」としています。

契約書の内容における変更交渉については、契約書第 15 条により、「本事業の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない」としております。

違約金の計算方法については、契約書第 21 条により、「契約解除に係る事項が発生した前月までの委託費の平均月額に 36 を乗じた額の 100 分の 10」としています。

実施要項 22 頁「要項水準等算出表」（別添 1）各労災病院の対象債権（入金率算出の分母にあたる）の抽出内容（抽出基準）は統一されているのか。

また、基準の内容について教えて下さい。

実施要項 22 頁から 23 頁に記載の「要求水準等算出表」の算出根拠については、実施要項 4 頁 3（5）「事業実施に関して確保されるべき事業の質」及び実施要項 20 頁から 21 頁の（別紙）において算出根拠を示しています。

照 会	回 答
実施要項 2 2 頁「要項水準等算出表」(別添 1)より秋田労災病院の入金率が 0 . 2 %、要求水準が 3 4 . 4 %等要求水準が現実と乖離しているように思慮されるが、算出根拠を教えてください。	実施要項 2 2 頁から 2 3 頁に記載の「要求水準等算出表」の算出根拠については、実施要項 4 頁 3 (5)「事業実施に関して確保されるべき事業の質」及び実施要項 2 0 頁から 2 1 頁の(別紙)において算出根拠を示しています。 要求水準は全労災病院の入金率の平均値としており、個別病院で、平均値より入金率が低い病院の場合は、平均値を要求水準、高い病院の場合は、実績値を要求水準としています。ご照会の秋田労災病院の場合は、前者ということになります。
対象業務に関する事項のうち居所等調査業務について実地調査は含まれるのか。 また、未払者宅現況調査(側面調査のみ)を第 3 者に再委託する場合、「実施要項」4 (1) (力) を満たすものに限定されるのか。	居所等調査業務について、実地調査は弁護士法(昭和 42 年法律第 205 号)第 72 条に抵触しない範囲の業務行為であれば可能と考えますが、具体的な実施方法について、提案書において明記して下さい。 未払者宅現況調査(側面調査のみ)を第 3 者に再委託する場合は、「実施要項」4 (1) (力) を満たすものに限定されます。
住民票取得について、委託先で取得する場合は「原因調書写し」等が必須となりますが、どのような「原因調書写し」の提供をいただけますか。	未払者の「入院保証書」や未収金に対する病院側と未払者との間で支払期限や支払方法を確認した「支払誓約書」、「支払猶予願」などが考えられます。
電話等の実務は受託業者内にて行うスキームを想定しておりますが、入札心得書記載の「履行場所は各労災病院」とは、どのような業務を予定されているのでしょうか。	入札心得書にある「履行場所 各労災病院」とは業務委託対象施設のことであり、電話等の実務は、受託業者が定めた場所にて行っていただくことになります。

照 会

実施要項 3 頁 3 (2)(ウ)の居所調査業務ですが、どの程度の調査を想定されているのでしょうか。(住民票調査・現地調査等)

各労災病院とのやりとりは、訪問ではなく電話及びメールでの業務スキームを想定しております。このような認識でよろしいでしょうか。

実施要項 1 9 頁の予定数量の件数は、債務者数ですか債権数ですか。もし、債権数を表示してある場合は、居所不明の件数には同一債務者の重複がありますか

実施要項 5 8 頁の従来の実施方法等で表示されている電話・文書で督促をした経費は 4 2 頁の委託費等の中に含まれていると考えて良いのですか

実施要項 6 頁の(イ)の委託費の について、病院が受託者に対し振り込むケースのとき振込額が振込手数料相当額に満たない場合はどのように振込手数料を負担するのですか。

回 答

住民票調査、現地調査(弁護士法(昭和 42 年法律第 205 号)第 72 条に抵触しない範囲の業務行為であること)等が考えられますが、その調査方法については、具体的に提案書において明記して下さい。

ご質問の事項につきましては、方法若しくは手段等について特定していませんので、個人情報を取り扱うこと等に十分に御配慮頂いた上で、具体的に提案書に明記して下さい。

予定数量の件数は、債務者数ではなく債権数となっています。居所不明の件数には同一債務者の重複も考えられます。

実施要項 2 9 頁(別紙)「従来の実施状況に関する情報の開示」の 1 の「従来の実施に要した経費」の注記事項に記載のとおり、電話・文書で督促をした経費のうち、人件費については 人件費に、電話・文書の通信費については 物件費に計上されております。

実施要項 6 頁 3 (5)(イ) において、委託した債権で、未払者等が病院に直接入金した場合は、その金額が民間事業者に入金があったものとみなして、振込額を調整することとしており、当該月での調整が出来ない場合は次月調整する(以後同様とする)ものといたします。